

令和5年8月7日
フローラル共済株式会社

令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。


また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【沖縄県】 那覇市（なはし） 宜野湾市（ぎのわんし） 浦添市（うらそえし） 名護市（なごし） 糸満市（いとまんし） 沖縄市（おきなわし） 豊見城市（とみぐすくし） うるま市（うるまし） 宮古島市（みやこじまし） 南城市（なんじょうし）	8月1日	令和5年台風第6号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<p>国頭郡国頭村 (くにがみぐんくにがみそん)</p> <p>国頭郡大宜味村 (くにがみぐんおおぎみそん)</p> <p>国頭郡東村 (くにがみぐんひがしそん)</p> <p>国頭郡今帰仁村 (くにがみぐんなきじんそん)</p> <p>国頭郡本部町 (くにがみぐんもとぶちょう)</p> <p>国頭郡恩納村 (くにがみぐんおんなそん)</p> <p>国頭郡宜野座村 (くにがみぐんぎのぎそん)</p> <p>国頭郡金武町 (くにがみぐんきんちょう)</p> <p>国頭郡伊江村 (くにがみぐんいえそん)</p> <p>中頭郡読谷村 (なかがみぐんよみたんそん)</p> <p>中頭郡嘉手納町 (なかがみぐんかでなちょう)</p> <p>中頭郡北谷町 (なかがみぐんちやたんちょう)</p> <p>中頭郡北中城村 (なかがみぐんきたなかつくそん)</p> <p>中頭郡中城村 (なかがみぐんなかがつくそん)</p> <p>中頭郡西原町 (なかがみぐんにしはらちょう)</p> <p>島尻郡与那原町 (しまじりぐんよなばるちょう)</p> <p>島尻郡南風原町 (しまじりぐんはえばるちょう)</p> <p>島尻郡渡嘉敷村 (しまじりぐんとかしきそん)</p>	<p>8月1日</p>	<p>令和5年台風第6号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
---	-------------	---	----------------------------

島尻郡座間味村 (しまじりぐんざまみそん) 島尻郡南大東村 (しまじりぐんみなみだいとうそん) 島尻郡伊平屋村 (しまじりぐんいへやそん) 島尻郡伊是名村 (しまじりぐんいぜなそん) 島尻郡久米島町 (しまじりぐんくめじまちょう) 島尻郡八重瀬町 (しまじりぐんやえせちょう)	8月1日	令和5年台風第6号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
---	------	--	---------------------

以上

< お問い合わせ >
 フローラル共済株式会社
 0120-26-8160 (通話無料)
 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
 ※携帯電話からもお掛けいただけます。